令和7年度静岡県農業学習システム作成業務 企画提案募集要領

この要領は、「令和7年度静岡県農業学習システム作成業務(以下「本業務」という。)」 を委託する事業者を選定するために実施する企画提案募集について、必要な事項を定める。

1 目的・趣旨

社会人が栽培技術を短期間で効果的に学ぶ学習システムを開発し、社会人の就農を促進する。退職を迎える自衛官や首都圏在住の社会人を対象に、駐屯地を有し、首都圏から近い県東部をモデル地域に設定し、将来的には全県に横展開していく。

令和7年度は、イチゴの学習システムのうち、栽培データ収集とシステム開発のための要求仕様の整理に取り組む。

2 業務の内容等

(1) 業務名

令和7年度静岡県農業学習システム作成業務

(2) 業務内容

別添「令和7年度静岡県農業学習システム作成業務企画提案仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 契約金額 (消費税及び地方消費税を含む。) 総額は金 19,000,000 円を上限とする。

3 公告

令和7年10月20日(月)に静岡県ホームページ内「農業ビジネス課ページ」に掲載する。

4 応募資格に関する事項

本業務に関する応募者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1)業務遂行にあたり、豊富な知識・手段を有する者であること。また、充分な事業実施体制を有しており、迅速かつ具体的な打合せ及び連絡調整が行える者であること。
- (2)農業技術の習得支援における実務経験、又は関連事業における実績を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 労働関係法令に基づく改善命令により、業務制限を受けるなど当事業遂行に支障が生じていない者であること。
- (5) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされてい

る者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法 律第225号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定 を受けている者を除く。) でないこと。

- (7) 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の 開始又は破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破 産手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (8) 迅速かつ具体的な連絡・調整ができ、緊急時に迅速な対応が可能な者であること。
- (9) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」 という。)第2条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以下 「暴力団員」という。) 又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。 以下同じ。) である者
 - ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の 者をいう。) が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目 的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的 又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原 材料の購入契約その他の契約を締結している者

5 企画提案参加方法

(1) スケジュール

県HPによる公告開始

質問の受付

参加申込書、企画提案書等の提出期限

参加承認及びプレゼンテーションの案内通知 10月31日(金)午後5時まで

プレゼンテーション

選定結果の伝達

10月20日(月)

10月27日(月)午後5時まで

10月30日(木)正午まで

11月4日(火)午後

11月6日(木)

なお、応募者の状況により変更する場合がある。

(2) 応募書類の交付

応募に関する書類については、次のとおり交付する。

交付期間	令和7年10月20日(月)午後3時~令和7年10月29日(水)午後5時
	※交付の受付は平日午前9時から午後5時まで
交付場所	静岡県経済産業部農業局農業ビジネス課 (県庁東館9階)
交付資料	①令和7年度静岡県農業学習システム作成業務 企画提案募集要領
	②令和7年度静岡県農業学習システム作成業務 企画提案仕様書
交付方法	上記の場所での手交又は電子メールによる。

(3) 質問及び回答

・本業務に係る質問については、電子メールにて令和7年10月20日(月)午後3時から令和7年10月27日(月)午後5時までの期間に受け付ける。

(4) 応募書類の提出

企画提案に参加する者は、次により応募書類を提出するものとする。

提出期間	令和7年10月30日(木)正午まで(必着)	
提出方法	電子メール (送達確認すること)	
提出先	本要領11に記載のとおり	
提出書類	 ① 令和7年度企画提案参加申込書(<u>様式1</u>) ② 企画提案書(<u>様式任意</u>) ③ 全体スケジュール計画(<u>様式任意</u>) ④ 業務態勢(<u>様式任意</u>) (総括責任者、業務遂行スタッフの氏名・所属・経験年数等) ⑤ 同種・類似業務の実績(<u>様式任意</u>) ⑥ 経費積算書(明細を記したもの)(<u>様式任意</u>) ⑦ 会社概要(パンフレット等) 	
提案件数	企画提案は、1団体(個人)につき1件とする。	
留意事項	 ① 手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。 ② 企画提案に係る一切の経費については、応募者の負担とする。 ③ 企画提案書を提出した後、辞退する場合は、速やかに「辞退届」(様式2)を提出すること。 ④ 提出された企画提案書について、県から内容についての質問をすることがある。 ⑤ 企画提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。 ⑥ 提出された企画提案書は返却しない。「辞退届」の提出があった場合も、既に提出された企画提案書等は返却しない。 ⑦ 次のいずれかに該当する企画提案は無効とする。 ア 民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗違反)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する提案 イ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案 	
	ウ その他企画提案に関する条件に違反した提案	

6 プレゼンテーションへの参加承認及び当日案内の通知

参加申込書類の確認後、プレゼンテーション参加の認否を 10 月 31 日 (金) 午後 5 時までに電子メールにて通知する。参加を承認した事業者にはプレゼンテーションの当日案内も併せて通知する。

なお、申込書類を提出したにもかかわらず通知期限までに認否の連絡がない場合は、通知期限日の午後5時30分までに「11応募先及び問合せ先」へ電話で問い合わせること。 また、参加不承認の場合は、県にその理由の説明を求めることができる。

7 選定方法

(1) 選定委員会による選定

提出された企画提案書は、「令和7年度静岡県農業学習システム作成業務企画提案選定委員会において、7(3)審査基準に基づいて審査し、委託事業者を選定する。審査は、提出された企画提案書及びプレゼンテーションにより行う。

(2) 企画提案書の説明

企画提案内容について、次のとおり説明 (プレゼンテーション) による審査を行う。

日	時	令和7年11月4日(火)午後 ※時間は別途通知
場	所	県庁別館 7 階第二会議室Bまたはオンラインの選択
① 企画提案書に基づき説明すること。 ② 補足資料がある場合は、当日6部用意すること。 そ の 他 ③ プレゼンテーション資料は紙媒体のみとする。 ④ 説明時間は20分以内とする。 ※所要時間は1参加者につき30分程度(質疑応答を含む)を予定		

(3) 審査基準

次の事項等を審査基準とする。

項目	基準
	業務内容を的確に理解し、応えられる提案になっているか
	プロジェクトメンバーは適切な専門知識やスキルを持った人材となっているか
(1) A T II &	コンセプト・戦略が栽培技術を短期間で効果的に学ぶために的確なも
(1)企画提案 	のになっているか
	提案内容に新規性や革新性があるか
	波及効果が大きく、長期的に継続でき、業界全体の発展を促進する戦略
	ができるような提案となっているか
	提案内容やスケジュールは現実的で、実現可能であるか
(2)業務の遂行	業務を支障なく運営できる人員体制となっているか
(2)未伤(2)处1]	静岡県農業や農業界の情勢について深く理解しているか
	業務を遂行できる充分な実績やスキル、人脈があるか
(3)経費見積の妥当性	事業内容に見合った経費見積となっているか

8 受託者の選定及び選定結果の発表

- (1) 審査の結果、予算上限額の範囲内で、最も優秀な企画提案書を提出した応募者を委託予定事業者として選定する。
- (2) 選定結果は次のとおり伝達する。

① H	時	令和7年11月6日(木)	
②方	法	生 すべての応募者に電子メールにて通知する。	

9 契約についての留意点

企画提案し選定された事業の内容・規模等については、選定された民間企業等と県との間で事前に協議の上決定し、契約仕様書案等を作成する。場合によっては、双方で調整の上、提案内容に修正・変更を行うことがある。その後、見積書を徴する随意契約を行い、契約締結となる。

10 公正な公募の確保

- (1) 応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 応募者は、競争を制限する目的で他の応募者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 応募者は、委託予定事業者の選定前に、他の応募者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。
- (4) 応募者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案公募を公正に執 行することができないと認められるときは、当該応募者を参加させず、若しくは公募 の執行を延期し、又は取りやめることがある。

11 応募先及び問合せ先

- (1) 名 称 静岡県経済産業部農業局農業ビジネス課担い手育成・支援班
- (2) 所在地 〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6
- (3) 連絡先 電 話 054-221-2712

(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで) 電子メール: nougyoubiz@pref. shizuoka. lg. jp 令和7年度静岡県農業学習システム作成業務企画提案参加申込書

令和 年 月 日

静岡県知事 鈴木 康友 様

所在地 名 称 代表者

下記業務の企画提案について、募集要領に示された内容を確認の上、参加を申し込みます。

なお、募集要領に定める参加資格要件を全て満たしていること、また、参加申込に係る 書類に記載した全ての事項について、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 業務名 令和7年度静岡県農業学習システム作成業務
- 2 担当者連絡先等

担当者職氏名	
TEL	
FAX	
E-mail	

(様式2)

令和7年度静岡県農業学習システム作成業務企画提案参加辞退届

令和 年 月 日

静岡県知事 鈴木 康友 様

所在地 名 称 代表者

下記業務の企画提案について参加を申し込みましたが、以下の理由により辞退いたします。

記

業務名 令和7年度静岡県農業学習システム作成業務

辞退理由